

2026 年 1 月 20 日

理学療法士部門管理者 各位

公益社団法人日本理学療法士協会
広報企画担当 長谷川大悟
政策企画・職能推進担当 佐々木嘉光
会長 斉藤 秀之

国の補正予算に基づく療法士の賃上げに対する支援の申請について（周知・お願い）

【第 1 報】

平素より、理学療法士部門の運営・管理にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年度補正予算（2025 年 12 月 16 日閣議決定）において、医療・介護等の賃上げ・物価高騰対策として打ち出された【医療・介護等支援パッケージ】に約 1.36 兆円が盛り込まれました。本会の活動もあり、3 療法士については、1 人当たり 6 万円の賃上げを十分実現し得る規模の予算が確保されたと考えています。具体的には、理学療法士を含む医療・介護・障害福祉の従事者に対する賃上げ施策として、医療従事者はプラス 3 %、介護・障害福祉従事者は月額 1 万円の上乗せを目指した 6 か月分（令和 7 年 12 月～令和 8 年 5 月）の支援が実施されます。

この支援は、「療法士の処遇改善」・「人材確保・定着」・「現場のモチベーション向上」といった観点において、本会会員にとって非常に重要な措置・制度です。

今後、厚生労働省のホームページ等で具体的な手続きに関する情報が公表される見込みです。管理者の皆様におかれましては、所属施設の支給方式や要件を確認のうえ、理学療法士職員が賃上げ対象に含まれるよう、経営層等に積極的な働きかけをいただきますようお願い申し上げます。

特に以下の点について、ご協力をお願いいたします。

- 自施設・自部門における対象療法士人数の確認
- 申請を行った場合の支給総額の把握
- 経営層に対し、本事業の概要および申請の意義を共有・提案

なお、申請には期限が設けられる予定であり、ご所属機関内での意思決定と準備を早期に進めることが重要となります。厚生労働省からの補助事業の実施要綱など詳細な通知などを注視のうえ、所属機関での対応方針について改めてご確認いただけますと幸いです。

* 情報が明らかになり次第、第 2 報、第 3 報と適宜ご連絡をさせていただく予定です

本制度を確実に活用し、療法士の処遇改善につなげていくため、部門管理者の皆さまのご理解とご協力を、何卒よろしくお願いいたします。

厚生労働省 公式情報

・令和 7 年度厚生労働省補正予算案の概要（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25hosei/index.html>

・令和 7 年度補正予算案の主要施策集_厚生労働省



https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25hosei/dl/25hosei_20251128_01.pdf

・令和 7 年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施要綱
（介護保険最新情報 Vol.1454）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001623447.pdf>

◆ 理学療法士の賃上げ等に関連する主な事項（詳細は主要施策集の該当頁をご確認ください）

【主要施策集 P3:医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援】

＜交付額＞

- ・病院：1 床あたり 19.5 万円＋救急車受入件数等に応じて加算した額を支援
- ・診療所（有床）：1 床あたり 8.5 万円
- ・診療所（無床）：1 施設あたり 32.0 万円
- ・訪問看護ステーション：1 施設あたり 22.8 万円

＜支給方法＞

医療機関から都道府県に申請のうえ、国で交付決定をおこなったのち都道府県より支給。

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定。

【主要施策集 P12:介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援】

＜支給要件・金額＞

- ① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援※（1.0 万円）

※ 対象は、処遇改善加算の取得事業者および対象外サービス（訪問リハビリテーション事業所や訪問看護事業所等）のうち処遇改善加算に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業者。

- ② 生産性向上や共同化に取り組む事業所の介護職員に対する上乗せ（0.5 万円）

- ③ 介護職員の職場環境改善に取り組む事業者への支援（人件費に充てた場合、0.4 万円に相当）

＜支給方法＞

事業所から都道府県へ申請のうえ、令和 7 年 12 月～令和 8 年 5 月の賃上げ相当額を支給

（注）サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

【主要施策集 P23:障害福祉分野における賃上げに対する支援】

<支給要件・金額>

・障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援※（1.0 万円）

※ 対象は、処遇改善加算を取得し取り組みを推進する（又は見込み）事業者、対象外サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）のうち処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業者。

<支給方法>

事業所から都道府県へ申請のうえ、令和 7 年 12 月～令和 8 年 5 月の賃上げ相当額を支給。

（注）サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

以上

<問い合わせ先>

公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 職能推進課

E-mail: shokuno@japanpt.or.jp